

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																				
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号、第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号及び第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。))に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 時間雇用教職員が、ワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において第7号の表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第1～第3 (略)</p> <p>別表第4 (第24条関係)</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号、第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。))に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除き、<u>第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除く。</u>)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(16)</p> <p>(17)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>2～4</p> <p>附 則 (令和5年達示第53号) この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～第3 (同 左)</p> <p>別表第4 (第24条関係)</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">時間給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補佐員</td> <td>900円から1,600円</td> </tr> <tr> <td>技術補佐員</td> <td>までの範囲で50円単位の額</td> </tr> <tr> <td>技能補佐員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労務補佐員、研究支援推進員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務補佐員</td> <td>1,200円から2,000円</td> </tr> <tr> <td>研究開発補佐員</td> <td>円までの範囲で50円単位の額</td> </tr> <tr> <td>オフィス・アシスタント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	時間給	事務補佐員	900円から1,600円	技術補佐員	までの範囲で50円単位の額	技能補佐員		労務補佐員、研究支援推進員		オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)		教務補佐員	1,200円から2,000円	研究開発補佐員	円までの範囲で50円単位の額	オフィス・アシスタント		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">時間給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補佐員</td> <td>1,050円から1,750円</td> </tr> <tr> <td>技術補佐員</td> <td>円までの範囲で10円単位の額</td> </tr> <tr> <td>技能補佐員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労務補佐員、研究支援推進員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務補佐員</td> <td>1,200円から2,000円</td> </tr> <tr> <td>研究開発補佐員</td> <td>円までの範囲で10円単位の額</td> </tr> <tr> <td>オフィス・アシスタント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	時間給	事務補佐員	1,050円から1,750円	技術補佐員	円までの範囲で10円単位の額	技能補佐員		労務補佐員、研究支援推進員		オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)		教務補佐員	1,200円から2,000円	研究開発補佐員	円までの範囲で10円単位の額	オフィス・アシスタント	
職名	時間給																																				
事務補佐員	900円から1,600円																																				
技術補佐員	までの範囲で50円単位の額																																				
技能補佐員																																					
労務補佐員、研究支援推進員																																					
オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)																																					
教務補佐員	1,200円から2,000円																																				
研究開発補佐員	円までの範囲で50円単位の額																																				
オフィス・アシスタント																																					
職名	時間給																																				
事務補佐員	1,050円から1,750円																																				
技術補佐員	円までの範囲で10円単位の額																																				
技能補佐員																																					
労務補佐員、研究支援推進員																																					
オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)																																					
教務補佐員	1,200円から2,000円																																				
研究開発補佐員	円までの範囲で10円単位の額																																				
オフィス・アシスタント																																					

改 正 前		改 正 後	
(教務補佐の業務に限る)		(教務補佐の業務に限る)	
※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。		※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。	
別表第5 (第24条関係)		別表第5 (第24条関係)	
職名	時間給	職名	時間給
医師 (非常勤)、歯科医師 (非常勤) 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 (非常勤) 産学共同講座教員、産学共同研究部門教員 専門業務職員 (非常勤)	1,300円から3,900円までの範囲で <u>100円</u> 単位の額	医師 (非常勤)、歯科医師 (非常勤) 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 (非常勤) 産学共同講座教員、産学共同研究部門教員 専門業務職員 (非常勤)	1,300円から3,900円までの範囲で <u>10円</u> 単位の額
薬剤師 (非常勤) 栄養士 (非常勤) 診療放射線技師 (非常勤) 臨床検査技師 (非常勤) 衛生検査技師 (非常勤) 臨床工学技士 (非常勤) 理学療法士 (非常勤) 作業療法士 (非常勤) 視能訓練士 (非常勤) 言語聴覚士 (非常勤) 義肢装具士 (非常勤) 歯科衛生士 (非常勤) 歯科技工士 (非常勤)	900円から1,900円までの範囲で <u>50円</u> 単位の額	薬剤師 (非常勤) 栄養士 (非常勤) 診療放射線技師 (非常勤) 臨床検査技師 (非常勤) 衛生検査技師 (非常勤) 臨床工学技士 (非常勤) 理学療法士 (非常勤) 作業療法士 (非常勤) 視能訓練士 (非常勤) 言語聴覚士 (非常勤) 義肢装具士 (非常勤) 歯科衛生士 (非常勤) 歯科技工士 (非常勤)	1,050円から2,050円までの範囲で <u>10円</u> 単位の額
保健師 (非常勤) 助産師 (非常勤) 看護師 (非常勤) 准看護師 (非常勤)	1,000円から2,500円までの範囲で <u>50円</u> 単位の額	保健師 (非常勤) 助産師 (非常勤) 看護師 (非常勤) 准看護師 (非常勤)	1,050円から2,550円までの範囲で <u>10円</u> 単位の額
※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。		※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。	
別表第6 (第24条関係)		別表第6 (第24条関係)	
職名	時間給	職名	時間給
	(略)		(同 左)
リサーチ・アシスタント	1,400円から2,800円までの範囲で <u>50円</u> 単位の額	リサーチ・アシスタント	1,400円から2,800円までの範囲で <u>10円</u> 単位の額
	(略)		(同 左)
※ 就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。		※ 就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。	
別表第7～第9 (略)		別表第7～第9 (同 左)	
国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程 (平成16年達示第78号)			

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(時間給の決定)</p> <p>第19条 時間再雇用職員の時間給は、<u>900円</u>から1,500円の範囲内で、従事する業務の内容に応じて決定するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(時間給の決定)</p> <p>第19条 時間再雇用職員の時間給は、<u>1,050円</u>から1,500円の範囲内で、従事する業務の内容に応じて決定するものとする。</p> <p>附 則 (令和5年達示第53号)</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>